

令和3年6月28日

保護者の皆様

小林市立野尻小学校
校長 児玉 善彦

児童の使用等により物品が破損した場合の対応について

時下、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のことと拝察いたします。

さて、金曜日の参観日には、平日にもかかわらず多数来校いただきありがとうございました。

授業や懇談、給食試食会その他、お気付きのことやご意見等がありましたら、当日配付されたアンケート用紙に記入の上、学校に提出ください。以後の学校運営の参考にさせていただきます。（※無記名でも結構です。）

ところで、標記につきましては、成長過程にある児童が学校生活を送る中では、時として、ガラス等の施設や設備の破損、種々物品の破損等が発生します。

正当な方法で使用または活動している中での破損等については、当該施設や物品の劣化等、使用者の瑕疵（かし）によらない原因が考えられることから、基本的には学校に配分された予算等のいわゆる公費にて買い換えや修繕等の対応をしますが、それ以外の場合は、故意であるなしに関わらず、原則として、損害額の総額または該当物品を賠償していただくこととなりますのでお含みおきください。

なお、図書に関しては、令和3年4月7日付けでお知らせしたとおり、別途規定がありますので、必要に応じて確認ください。